

# 稲城市廃棄物減量等推進員 マニュアル



令和5年10月改訂版

# 稲城市廃棄物減量等推進員マニュアル

## — も く じ —

ページ 1	Q 1	廃棄物減量等推進員制度とは？
2	Q 2	廃棄物減量等推進員の役割とは？
3	Q 3	各地区での指導内容は？
4	Q 4	ごみと資源物の分類と排出場所
5	Q 5	廃棄物の分類、
6	Q 6	事業系一般廃棄物・産業廃棄物の処分
7	Q 7	紙のリサイクル
8	Q 8	発泡トレイ等のリサイクル
9	Q 9	布類のリサイクル（1. 古布のリサイクル方法）
10	Q 9	布類のリサイクル（2. 布のリサイクルの流れ）
11	Q10	容器包装リサイクル法とは？
12	Q11	容器包装リサイクル法の役割分担は？
13. 14	Q12	プラスチック回収について
15	Q13	ガラス・陶磁器の収集について
16	Q14	家電リサイクル法とは？
17～18	Q15	家電リサイクル法の流れと役割分担（1）
19	Q16	家庭用パソコン・ディスプレイについて
20～21	Q17	使用済み小型電子機器の回収について
22	Q18	粗大ごみの排出方法
23	Q19	資源ごみ集団回収補助金交付制度について
24	Q20	生ごみ処理購入機助成制度について
25	Q21	「どうする」こんなごみの処理方法（その1）
26	Q22	「どうする」こんなごみの処理方法（その2）
27～34		稲城市のごみ処理のあゆみ

## Q 1. 廃棄物減量等推進員制度とは？

### A 1.

平成4年12月議会で、稲城市は清掃関係の条例を20年ぶりに全面改正しました。それまで「出されたごみを処理する」という条例から、「ごみの発生抑制と再利用」に重点を置いた『稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例』を制定し、平成5年5月1日から施行しました。

廃棄物減量等推進員の制度は、条例第8条に

- ① 市長は、一般廃棄物の減量、再利用の促進及び適正処理に熱意と見識を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱する。
- ② 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量、再利用の促進及び適正処理のため、市の施策への協力、その他の活動をおこなう。

と規定されています。

推進員は、各自治会・管理組合から推薦していただき、市長が委嘱するもので、任期は2年間となっています。現推進員の委嘱期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日で、2年間ごとの任期になります。

任期の途中で「交代」が生じた場合には、生活環境課ごみ・リサイクル係へ変更届を提出してください。

### ※ 条例規則 抜粋

○稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

第8条 市長は、一般廃棄物の減量、再利用の促進及び適正処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱する。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量、再利用の促進及び適正処理のため、市の施策への協力その他の活動を行う。

○ 稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則

第4条 条例第8条第1項に規定する廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生抑制、減量、再利用の促進及び適正処理に関し、地域住民に啓発すること。
- (2) 一般廃棄物の分別及び適正な排出に関し、地域住民に指導助言すること。
- (3) 不法投棄物に関し、市に連絡すること。

2 推進員は、各自治会、市内事業所等から推薦されたものうちから市長が委嘱する。

3 推進員の任期は2年とし、補欠推進員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## Q 2. 廃棄物減量等推進員の役割とは？

### A 2.

廃棄物減量等推進員は、ごみの発生抑制と再利用を推進する稲城市と市民の皆さんの橋渡し役として、また地域住民への啓発・助言・推進のリーダーとして自分が住んでいる地域から、ごみの減量とリサイクルを推進していこうとする目的で設けられた制度です。

廃棄物減量等推進員は、地域の皆さんに、ごみに関する啓発・助言・推進のリーダーとして次のような役割があります。

- (1) ごみの減量化、リサイクル推進に各地域のリーダーとして取り組む。
- (2) ごみの減量化、リサイクル推進について、地域の推進役として、ごみの分け方、出し方、資源物の分け方、出し方等について率先して模範を示すとともに、説明・指導・助言を行う。
- (3) 市と協力して、ごみ減量化とリサイクル推進等の啓発をおこなう。(市民祭参加、ごみキャンペーンの実施)
- (4) 地域美化、清掃実践活動の助言・指導・協力をおこなう。
- (5) 地域(市内)に不法投棄等を発見した場合、市に連絡をする。
- (6) ごみ減量だよりの発行(年2回)及びごみ減量説明会への参加。
- (7) その他ごみの投げ捨て防止や環境美化の推進を図る。

#### <実践例>

##### 1. 資源回収ステーションへの排出について

- ・ ペットボトル→洗い、キャップ・ラベルを取り、つぶしてから出す。
- ・ 外したキャップ・ラベルはプラごみ
- ・ 缶→洗って、つぶしてから出す。
- ・ 天候が悪い際は、かごや資源物が散乱していないか、見回りを行なう。

##### 2. プラ・燃えないごみの排出について

- ・ 乾電池・蛍光灯・モバイルバッテリー・充電池など、有害ごみが混ざっていないかを確認。  
→「警告シール」を添付し、分別して搬出して頂く。

##### 3. 単身者が多い集合住宅等はごみの分別が良く理解されていない方への対応

- ・ 「ごみ・リサイクルカレンダー」・「ごみ減量だよりの配布や周知を行う。

### Q 3. 各地区での指導内容は？

#### A 3.

廃棄物減量等推進員として地域の皆さんに、ごみの出し方の指導・助言をする場合、次のような要領で排出するよう指導してください。

##### (1) 決められたものを

『燃えるごみ』『燃えないごみ』『プラごみ』『資源ごみ』『粗大ごみ』『有害ごみ』に分別してください。特に乾電池や充電電池、蛍光灯などの有害ごみが、燃えないごみや粗大ごみに混ざっていることが多く、収集運搬・処理に支障をきたしております。有害ごみが他のごみに混ざることがないように、分別を徹底してください。

##### (2) 決められた日に

各地区の収集日は「ごみ・リサイクルカレンダー」で市民の皆さんにお知らせしています。

※粗大ごみは、粗大ごみ受付収集センター（電話 370-5505 またはインターネット）に予約をし、粗大ごみ処理券を購入し、当日午前中に指定場所へお出し下さい。

##### (3) 決められた場所に

燃えるごみ、燃えないごみ、プラごみ、粗大ごみ、古紙・古布等は、戸建て住宅は自宅前に、集合住宅は指定された場所に。びん・ガラス・陶磁器、缶・ペットボトルは、資源回収ステーションに、必ず分別して前日または当日に排出してください。

※台風等暴風雨、大雪の際等、かごの設置が困難な場合は、回収が中止となる場合があります。その際は、かごが設置される次回にお出し下さい。

※ペットボトルのフタ・ラベルは外して潰してから出すようにお願いします。

##### (4) 決められた時間に

ごみ及び資源物の収集は午前 8 時からおこないます。交通事情により収集時間が前後しますが、収集日の午前 8 時までに出すようにしてください。

ごみを収集日以外に出したり、分別しないで出したりすると、交通の妨げや、犬・猫やカラス等の鳥獣に荒らされたり、ごみや缶・ペットボトルが風で飛ばされたり、悪臭やハエ等が発生し、近隣の住民にも迷惑がかかります。

推進員の皆さんが、ごみ出しの悪い点を指導する場合、「収集できません」シールをお渡ししていますので、ご利用ください。

また、地域内で目に余るようなごみや資源物の出し方がありましたら、市役所生活環境課ごみ・リサイクル係までご連絡ください。

電話 0 4 2 - 3 7 8 - 2 1 1 1 （内線 302・303・304）

## Q 4. ごみと資源物の分類と排出場所

### A 4.

稲城市では、「ごみ」として焼却、破砕するものと、「資源物」として再利用するものに分けています。次のような分類になっています。

		(戸建住宅)	(集合住宅)
排出物	ごみ	(1) 燃えるごみ・・・戸別回収	指定場所回収
		(2) 燃えないごみ・・・戸別回収	指定場所回収
		(3) 粗大ごみ・・・戸別回収	指定場所回収
	資源	(1) <u>プラスチック</u> ・・・戸別回収	指定場所回収
		(2) 新聞紙・・・戸別回収	指定場所回収
		(3) 雑誌・・・戸別回収	指定場所回収
		(4) ダンボール・・・戸別回収	指定場所回収
		(5) 古布・・・戸別回収	指定場所回収
		(6) びん	ステーション回収
		(7) <u>ガラス</u>	ステーション回収
		(8) <u>陶磁器</u>	ステーション回収
		(9) 缶	ステーション回収
		(10) ペットボトル	ステーション回収
		(11) 有害物	戸別回収 指定場所回収
		(12) 金属物	戸別回収 指定場所回収
		(13) 牛乳パック	市役所、公民館等での拠点回収
(14) 発泡トレイ	市役所、公民館等での拠点回収		
(15) インカートリッジ	市役所、公民館等での拠点回収		
(16) 小型電子機器	市役所、公民館等での拠点回収		

※1 ごみと資源物は、それぞれ収集日の午前8時までに出してください。

集合住宅は、自治会や管理組合が指定した場所に、戸建住宅は道路に面した自宅前に出します。ごみの分別方法・排出方法・回収日は、「ごみ・リサイクルカレンダー」に記載しています。

※2 古紙・古布、金属物等は、回収品目ごとに車両が異なります。

従って回収物によっては、時間が前後します。また回収品目の順番も日によって違いますのでご注意ください。

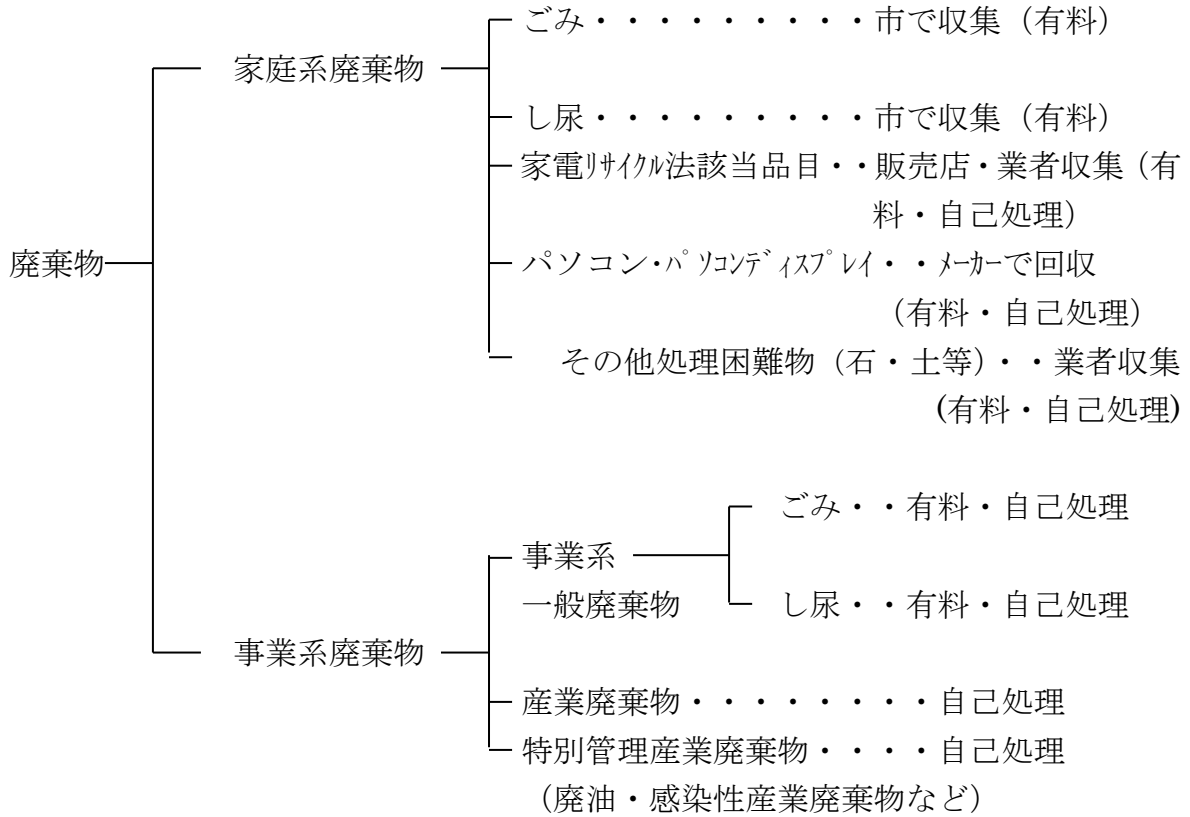
※3 有害物（乾電池・蛍光灯等）は必ず月1回の有害物の日に出してください。

分別されていないと収集することができませんので、分別の徹底をよろしく願います(分別できていないごみ等には、警告シールをご利用下さい。)

## Q 5. 廃棄物の分類

### A 5.

廃棄物（ごみ）は、日常生活のあらゆる所からでてきますが、廃棄物は搬出する場所に応じて次のような処理方法に分類されます。



## Q 6. 事業系一般廃棄物・産業廃棄物の処分

### A 6. (ごみ・リサイクルカレンダー「事業所から出るごみについて」参照)

「事業系一般廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のことで、産業廃棄物以外のものをいいます。事業系一般廃棄物を処理する場合、

- (1) 稲城市内で販売している「事業系ごみ処理袋」を購入し、市の通常の収集日に搬出する。1回につき3袋まで。
- (2) 自己処理する。
- (3) 稲城市が許可した処理業者と直接契約して処理する。

以上、3種類の処理方法があり、各事業所で処理方法を選択してもらいます。

産業廃棄物と特別管理産業廃棄物(施行令で定めたもの)は、市では処理できませんので、次の方法で処理をしてもらいます。

- (1) 自己で適正処理する。
- (2) 専門の処理業者に処理を委託する。

稲城市では、毎年市内の事業所(者)に対して事業系廃棄物の処理についてお知らせして、事業者の方々に適切な処理についての理解を求めています。



## Q 7. 紙のリサイクル

### A 7. (ごみ・リサイクルカレンダー「古紙の出し方」参照)

稲城市では、ごみ減量、リサイクルの推進を図るために古紙の戸別回収を行っています。収集している物は、新聞、ざつ紙(雑誌、チラシなど大きさに制限無)、ダンボールです。シュレッダーをかけた紙は古紙として再資源化する過程に支障があるため回収できません。燃えるごみでお出しください。

また、牛乳パックについても市役所、文化センター等で拠点回収しています。牛乳パックはよくすすぎ、切り開いて乾燥させてから出してください。内側に銀色のアルミが貼り合せてあるものや、汚れのひどいものは出せません。

古紙として再資源化するのに支障がある、またはできないものには次のような品目があります。

- (1)粘着テープ (2)ワッペン(シール)類 (3)ファイルの金具 (4)金属クリップ
- (5)プラスチック製品 (6)窓の付いた封筒のセロハン部分 (7)ビニールコート紙
- (8)紙コップなどのワックス加工品 (9)油紙 (10)写真 (11)合成紙
- (12)防水加工紙 (13)感熱紙(ファクス用紙など) (14)ノンカーボン紙
- (15)感熱発泡紙 (16)裏カーボン紙 (17)フィルム類 (18)洗剤・線香の箱

## Q 8. 発泡トレイ等のリサイクル

### A 8. (ごみ・リサイクルカレンダー「拠点回収一覧」参照)

稲城市ではごみ減量とリサイクルの推進のために発泡トレイ・発泡スチロールの回収を行っています。市役所や文化センターなどに回収ボックスを設置し、拠点回収しています。容器包装リサイクル法により販売店も収集量に応じて、処理経費を一部減額され、市も収集運搬経費が減り、双方にメリットがあるため、スーパーなどでの買い物の際には、店頭回収を利用しましょう。

#### ※ 注意

- ・食品等のトレイは洗って乾かしてから出してください。
- ・発泡スチロールは、ある程度細かく砕いてから袋に入れて出してください。(濡らした新聞紙に包んだり、その物を濡らしてから割ると、周りに飛び散らずに小さくできます。)

#### ★ご自宅から出す場合

汚れが無い場合はプラごみとして出すことが出来ます。この場合は指定収集袋を使った収集となりますので有料です。

※汚れた発泡トレイなどが入るとリサイクルできません。汚れている場合は燃えるごみでお出してください。

## Q 9. 布類のリサイクル

### A 9. (ごみ・リサイクルカレンダー「古布の出し方」参照)

#### 1. 古布のリサイクル方法

##### (1) 資源物としての目安

人が身に着ける衣類の他、毛布、タオル、カーテン、シーツなども回収します。但し著しく汚れのひどいものは回収しません。また、資源として出す際は、衛生上の観点からも簡単に洗濯してください。

##### (2) 資源物として排出する場合

古着、古衣料は、ボタンやジッパー等を取り除いたりしないで、そのままの状態を出すようにお願いします。日本の古着の中には海外で古衣料として重宝される物も多くあります。必要がなくなった古着でも、大切に扱ってください。

また、雨に濡れた古着等は再利用することができず、回収しても資源として利用できませんので、雨の日などは、次回以降に排出する等、ご協力をお願いします。

##### (3) 資源物として排出できない物

掛敷ふとん、座布団、枕、ペンキや油などで汚れた布類、帽子、キルティング製品、ぬいぐるみ、雑巾、ジュータン・マットなどの敷物類、電気毛布、布製スリッパ、ペット等に使用した布類

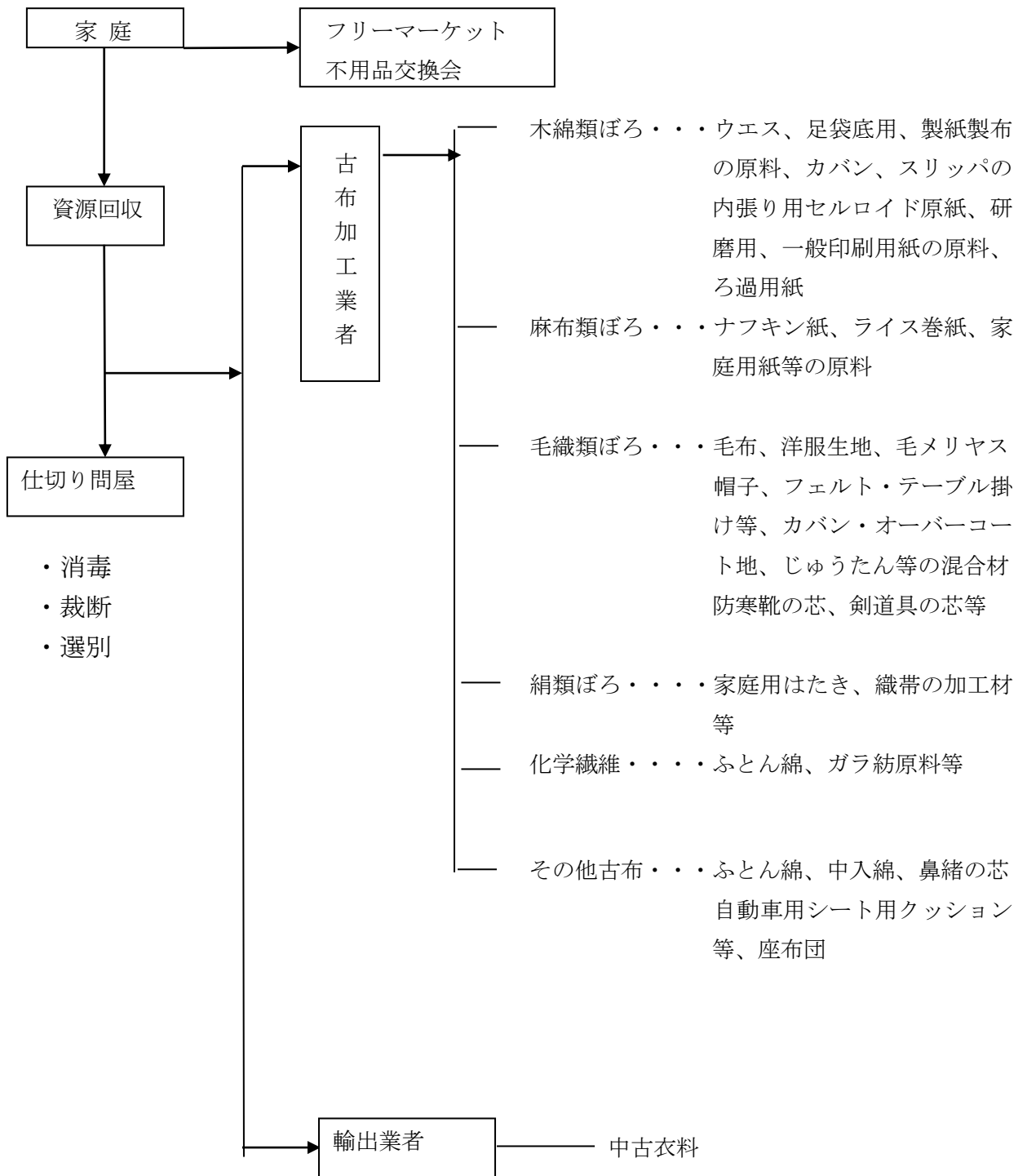
※現在、新聞やテレビ等で話題になることもありますが、古布加工業者の市場状況はとても厳しい状況にあり、各自治体でも苦慮しているところではあります。

数年前までは、何でも気軽に古布は、「古布回収へ」となっていました。現在では1年毎に状況は変化しています。

それに伴い、資源として出せるもの・出せないものが今後の古布加工業者の市場状況によって変化していくことも考えられます。

そのため、上記の分類どおりに回収できない事もありますので、その場合は市役所の環境課までお問い合わせください。

## 2. 布のリサイクルの流れ



## Q10. 容器包装リサイクル法とは？

### A10.

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といいますが、一般的には「容器包装リサイクル法」と呼ばれています。

日常生活の中で、ごみは毎日排出され、年々増加してきましたが、これ以上ごみが増えないようにするために、ごみとして捨てられるものの中から再生利用（リサイクル）できるものを「資源物」として排出・収集・リサイクルしようと考えられたのが、「容器包装リサイクル法」で、平成12年4月1日から完全実施されました。

#### どんな法律？

「容器包装リサイクル」は、自治体まかせだったごみの処理については、消費者、自治体、事業者が役割分担し、協力してリサイクルを進めていくための法律です。

#### 容器包装とは？

容器包装とは、商品を包んでいる容器や包装のことで、商品を使った時点で不用となるものです。

#### 例えば・・・

- ①びん飲料、缶飲料等の空きびん、空き缶
- ②牛乳パックに使われている紙パック
- ③清涼飲料水等に使われているペットボトル
- ④肉や魚等の入った白色のトレイなどを**容器包装**とといいます。

#### 対象となる容器は？

容器包装リサイクル法が対象としているものは、以下10種類です。

- (1) アルミ缶 (2) スチール缶 (3) 無色、透明ガラスびん
- (4) 茶色ガラスびん (5) その他ガラスびん (6) ペットボトル
- (7) 紙パック (8) ダンボール (9) その他紙（雑誌、菓子箱等）
- (10) その他プラスチック（主に発泡トレイ）

ごみを排出する時は、これらの物が入っていないか確認してください。

## Q 1 1. 容器包装リサイクル法の役割分担は？

### A 1 1.

「容器包装リサイクル法」では、消費者（排出者）・自治体（市町村）・事業者が、力を合わせてリサイクルを推進しようとしています。それぞれの分担は次のようになっています。

**消費者（排出者）は、分別して排出する責任があります。**

- （１）容器包装物を金属、ガラス、紙、プラスチック等の種類に分別し、資源回収に出さなければいけない（容器の中を洗浄するなどのルールを守ってください）。
- （２）リターナブル容器や簡易な包装の商品の使用に努めなければならない。
- （３）リサイクルされた製品を積極的に使用するよう努めなければならない。

**自治体（市町村）は、分別回収の責任があります。**

- （１）消費者（排出者）が分別して排出した容器包装物を回収して、種類別に保管しなければならない。
- （２）回収した品目に対し圧縮・異物の排除等をおこない、リサイクルしやすい状態にしなければならない。

**事業者は、再商品化の責任があります。**

- （１）自治体（市町村）が回収した容器包装物を引き取り、再商品化しなければならない。
- （２）容器包装そのものを過剰なものにせず、またリサイクルしやすい素材を使用するよう努めなければならない。

### ※ 行きも帰りもマイバックを利用しましょう！！

大型スーパー等で、発泡トレイ・牛乳パック・ペットボトルキャップ等、店頭回収をしている店舗にお買い物に行く際には、マイバックに入れ持参していただき、お買い物帰りには、レジ袋をもらわずにマイバックへ入れて帰宅しましょう。

## Q 1 2. プラスチック回収について

### A 1 2.

今後、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市区町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与するため、一層のプラスチックに係る資源循環の促進等を図ることが必要です。

こうした考えを踏まえ、国は令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「法」という）」を制定しました。

これにより、稲城市ではこれまでプラスチック収集を行っておりませんでした。CO2 排出削減や海洋プラスチック問題など、地球環境問題解決に寄与する施策として、令和5年4月1日からプラスチックの一括回収を実施いたしました。なお、近隣市では容器包装プラスチック、つまり一部のプラスチックの収集はしていましたが、製品プラスチックについてはまだ他市でも実施が少なく、多摩地域で5市のみであり、実に先進的な取組となります。（※多摩、日野、昭島、狛江市）

#### 市民はどんなことをするの？

稲城市では、今までは軟らかいプラスチックは黄色の袋で燃えるごみ、硬いプラスチックはピンクの袋で燃えないごみとして収集し、クリーンセンター多摩川にて破碎・焼却し、その焼却時に生じる熱をエネルギーとして回収するリサイクルを実施していました。令和5年4月1日からはこれらのプラスチックのうち、汚れていない単体のプラスチック素材のものについては、燃やさず再資源化を行うことが可能となりましたので、積極的な分別にご協力いただき、水色のプラスチックの指定収集袋に入れて出させていただきますようお願いします。

なお、プラスチックの指定収集袋の値段は、分別にご協力いただくということで、燃えるごみと燃えないごみの半額の値段設定にしています。

#### 汚れとは？

食品残渣や油分などがついているケースを指します。汚れがある場合はリサイクルが出来ません。洗剤や水をたくさん使うと上水道や下水道などといった環境負荷が大きいため、水で軽くすすいで落とせるような場合はすすいでいただき、汚れが落ちない場合や落ちなさそうな場合は従来どおり燃えるごみや燃えないごみでお出してください。なお、水は切って乾かしてからお出してください。

## その他の注意することは？

単一のプラスチック素材のものが対象のため、一見、プラスチックに見えても中に金属や有害物が入っている場合などは対象外となります。

- ・モバイルバッテリー、ライター、小型の充電式扇風機（有害物）
  - ・電池を入れて音が鳴る子ども用（電池を外して燃えないごみ）
  - ・ラケットなどのスポーツ用品（※強化プラスチックのため、燃えないごみ）
  - ・1辺が50cmを超える場合や3辺の和が100cmを超える場合（粗大ごみ）
- また、中間処理の過程で袋を破って中身を確認することから2重袋にはしないでください。

## 収集したプラスチックはどこへ行くの？

皆さんの家庭から出たプラスチックは、クリーンセンターへは行かず、一度、国立市にある積替え施設に運ばれたのち、大きな車に移し替えて、埼玉県にある中間処理施設へ運ばれます。たくさんの車で走るより、大きい車でまとめたほうが作業の効率が良いのと、Co2を生じる車の稼働を抑制できるからです。

中間処理施設では、袋を破り、中身を1つ1つ確認し、リサイクルできないものや危険物が無いかなどの確認を行います。また、1つの袋の中にプラスチック以外のごみや汚れているものが混ざっていると、他の綺麗なプラスチックに汚れが移ってしまい、リサイクルができなくなってしまうことがあるので、家庭からの適切な排出が非常に重要となっております。

中間処理を行ったプラスチックはまとめられ、最終処理施設へ運ばれます。最終処理施設は、公益財団法人容器包装リサイクル協会による入札により決まり、最終的なリサイクル製品などもその年によって変わってきます。

## どんなものにリサイクルされるの？

令和5年度の収集されたプラスチックは、車止めやパレットなどのケース、ビニール袋などに生まれ変わります。

## 分別に迷ったら？

市役所へのお問い合わせの他、プラ回収実施にあわせ、令和5年4月から「いなぎごみ分別アプリ」を配信することになりました。お手持ちのスマートフォンから無料でダウンロードいただくことが可能です（通信料実費）。

ごみカレンダーとしての機能の他、分別アプリ内にあるごみ分別辞典で確認いただくことが可能です。すでに9,000件ダウンロード済みの便利なアプリを積極的にご利用ください。



## Q 1 3. ガラス・陶磁器の収集について

### A 1 3.

プラスチックの収集にあわせて、さらなるごみの減量のため、ガラス・陶磁器についてもリサイクルをすることとなりました。

#### 出し方

資源回収の「びん」の日に、びんのカゴに透明・半透明の袋に入れて出す。汚れている場合はリサイクルできませんので、汚れが落ちない場合は、従来どおり不燃ごみでお願いします。

また、割れている場合は収集の際、危険ですので、ワレモノと貼ったり新聞紙にくるんでいただくなどしていただきますようお願いいたします。

#### どんなものが出せるの？

大きさに制限があり、30cmを超えるものはリサイクルができません。30cmから50cmまでは不燃ごみ、50cmを超える場合は粗大ごみとして排出してください。またガラス・陶磁器に金属などがついている場合もリサイクルができませんので、そのような物の場合は従来どおりの不燃ごみにお出しくください。

※そのほか詳細はごみカレンダーにも記載しております

#### ガラス・陶磁器はリサイクルされるとどうなるの？

皆さんが普段歩かれている道、これは元々あった地面にアスファルトなどの舗装を行い、歩きやすく水はけもよい道となっております。リサイクルされたガラス・陶磁器は粉砕されたのち、道路舗装用の材料に生まれ変わります。

※稲城市から少し遠いですが、銚子市に運ばれてリサイクルされます。

## Q 1 4. 家電リサイクル法とは？

### A 1 4. (ごみ・リサイクルカレンダー「市で処理できないごみ」参照)

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」といいますが、一般に「家電リサイクル法」と呼ばれています。

家庭から出された廃家電は、有効な資源があるにも拘わらず、回収されてから殆どが埋め立てられていたのが現状です。そこで廃家電の減量及び再資源の有効利用の観点から考えられたのが『家電リサイクル法』(特定家庭用機器再商品化法)で、平成13年4月1日から完全実施になりました。

#### どんな法律？

「家電リサイクル法」は、一般家庭や事業所から排出された特定の家電製品の有効な部品や材料を有効利用するために、販売者、消費者、製造者が、役割を分担し協力して、廃棄物の減量とリサイクルの推進をしていくための法律です。

#### 特定の家電製品とは？

特定の家電製品とは令和5年4月1日現在では次の5品目です。

- ①エアコン
- ②テレビ
- ③冷蔵庫・冷凍庫
- ④洗濯機
- ⑤衣類乾燥機

※特定の家電製品に指定されている品目は粗大ごみとして排出することはできません。

## Q 1 5. 家電リサイクル法の流れと役割分担

### A 1 5. (ごみ・リサイクルカレンダー「市で処理できないごみ」参照)

「家電リサイクル法」も「容器包装リサイクル法」と同様に、消費者（排出者）販売者（家電販売店）、家電メーカー（製造者）が力を合わせ、できる限りリサイクルを推進しようとしています。

それぞれの分担は、次のようになっています。

**消費者（排出者）は、リサイクル料金と収集運搬料金を支払う責任があります。**

(1) 排出する場合に次の3つの方法から選んでください。

- ① 購入した販売店が明確な場合  
買った販売店が明確な場合は、その販売店で引き取りをしてもらう。
- ② 買い替えの場合  
現在、使用中の家電製品を買い替える場合には、販売店で引き取りをしてもらう。
- ③ ①②のいずれにも該当しない場合  
買い替えでもなく、買ったお店も不明で、単に排出する場合は、収集運搬許可業者に直接連絡して引き取りをしてもらう。

収集運搬許可業者	(株)ペエックス	電話 042-378-2121
	(株)加藤商事	電話 042-378-3051
	(株)調布清掃	電話 042-339-7753
	多摩興運(株)	電話 042-374-2415

※ どの方法もリサイクル料金がかかります。引き渡しの時に必ず「家電リサイクル券」の排出者控えを受け取ってください。

(2) 家電5品目を排出する場合に、品目別のリサイクル料金を支払う責任があります。品目別の目安のリサイクル料金は、

- ① エアコン 900円
- ② テレビ 1,200円
- ③ 冷蔵庫・冷凍庫 3,400円
- ④ 洗濯機 2,300円
- ⑤ 衣類乾燥機 2,300円 ※消費税別（平均価格）

リサイクル料金は全国共通ですが、収集運搬を業者に依頼する場合、別途手数料がかかりますので、ご利用になられる際は、料金について収集運搬許可業者または、販売店にお問い合わせください（収集のケースによって料金は異なります）。

R2.4.1

**家電販売店は、引き取り義務及び指定場所までの運搬する責任があります。**

(1) 販売者（家電販売店）は、消費者から廃家電を引き取る責任があります。  
家電販売点に引き取り責任が生じるのは次の場合です。

- ①その販売店で新しい家電品と買い替える場合。
- ②その販売店で購入した廃家電品。

※上記以外の場合は、収集運搬業者へ直接申し込んで引き取ってもらってください。

(2) 引き取った廃家電を製造元別の指定場所まで運搬する責任があります。

**製造者（家電メーカー）は、収集された廃家電をリサイクルする責任があります。**

(1) 各家電メーカーは、自社で製造した廃家電を法律に基づき適正にリサイクル処理をする責任があります。

※「家電リサイクル券」は郵便局でも販売しています。「家電リサイクル券」を自身で購入してメーカー別の指定場所に自分で持って行くことも可能です。  
詳しくは、市役所環境課ごみ・リサイクル係までお問い合わせください。  
電話042-378-2111（内線302・303・304）

※処分方法として、メーカー指定場所に自身で搬入することも可能です。

詳しくは下記の番号までお問い合わせ下さい。

- ・ (株)調布清掃本社 042-485-1166（調布市）
- ・ 日通東京西運輸(株) 042-366-7602（府中市）  
東京府中取扱所

## Q16. 家庭用パソコン・ディスプレイについて

### A16. (ごみ・リサイクルカレンダー「市で処理できないごみ」参照)

資源有効活用促進法により、平成15年10月1日より、家庭用パソコン・ディスプレイのメーカー回収が始まりました。

事業用パソコンについては、すでにメーカーによる回収・リサイクルがされていますが、近年、家庭系パソコンの出荷比率が急速に伸び、平成14年度においては、パソコンの国内出荷比率の4割が家庭用です。また、家庭における普及率は平成13年度では、約50%にも達しています。そこで、平成15年10月から、これらを資源物として、有効利用するために、家庭用パソコン・ディスプレイもメーカー回収・リサイクルされることとなりました。

家庭で不要になったパソコン・ディスプレイは、メーカーに連絡し、最寄りの郵便局を通じて回収され、リサイクルされます。

#### ○パソコン・ディスプレイの廃棄方法

- ・各メーカーに申込み、最寄りの郵便局を経由して回収されます。
- ・パソコン本体とディスプレイが別のメーカーの時は、それぞれのメーカーに申し込んでください。
- ・自作のパソコン、廃業メーカーのものは、(財)電子情報技術産業協会(JEITA)に申し込んでください。

電話：03-5282-7685

ホームページ：<http://www.pc.3r.jp>

#### ○収集運搬・リサイクル料金

全てのパソコンは排出する際に収集運搬の申込が必要です。

特に平成15年9月30日以前に購入したもので、「PCリサイクルマーク」が付いていないものは、排出する際に料金が必要になります。料金は、メーカーにより異なりますが、標準的な料金は下表のとおりです。

デスクトップ パソコン本体	ノートブック パソコン	ブラウン管 ディスプレイ	ブラウン管ディスプレイ 一体型パソコン	液晶 ディスプレイ	液晶ディスプレイ 一体型パソコン
3,000円	3,000円	4,000円	4,000円	3,000円	3,000円

詳細については、

一般財団法人パソコン3R推進協会

☎03-5282-7685 (<http://www.pc.3r.jp>) までお問い合わせください。

※なお、「宅配便を利用した使用済み小型電子機器回収」を利用すると、無料で回収してもらえます。

H28.6.27

## Q 1 7. 使用済み小型電子機器の回収について

### A 1 7. (ごみ・リサイクルカレンダー「拠点回収一覧」参照)

小型電子機器の部品には、貴重な資源（レアメタル）が含まれており、平成 25 年 4 月より「小型家電リサイクル法」が施行され、リサイクルが推進されています。

皆さんもご家庭に眠っている、携帯電話、デジタルカメラなどの使用済み小型電子機器のリサイクルにご協力をお願いします。

なお、稲城市では 2 通りの方法で小型電子機器の回収を行っています。

#### ①【ボックス回収】

○回収対象品目 ※特に資源価値の高い 9 品目とします。

- (1) 携帯電話・PHS 端末
- (2) デジタルカメラ・ビデオカメラ
- (3) ゲーム機（携帯型・据置型）
- (4) 携帯音楽プレーヤ（CD・MD・デジタルオーディオ等）
- (5) 外付け記憶装置（HDD・DVD・フラッシュメモリ等）
- (6) IC レコーダ
- (7) 電子辞書
- (8) ポータブルカーナビ
- (9) コード・ケーブル・アダプタ類

○回収場所（市内 11 箇所）

稲城市役所・平尾出張所・i プラザ・中央文化センター  
第二文化センター（平成 26 年 4 月以降）・第三文化センター  
第四文化センター・城山文化センター・総合体育館  
中央図書館・ノジマ若葉台店

○回収方法

公共施設や店舗内に、専用の黄色い回収ボックスを設置しています。  
この回収ボックスへ直接小型電子機器を入れてください。

## ②【宅配便を使った回収】

市では、平成 27 年 9 月 29 日に国の小型電子機器の認定事業者の「リネットジャパン株式会社」と協定を結び、「宅配便を使った回収」を開始しました。

### ■リネットジャパンの利用方法

#### ○回収対象品目

パソコンを中心に 400 品目以上

(家電リサイクル法 5 品目を除く、ほとんどすべての電化製品)

#### ○申込・引き渡し方法

1. リネットジャパン株式会社のHPもしくはFAXから申し込む。

HP アドレス : <http://www.renet.jp>

FAX 番号 : 0 5 6 2 - 4 5 - 2 9 1 8

※申込みは(受付) 24 時間、年中無休です。FAX 用紙は環境課窓口にあります。

2. 段ボール箱(3 辺の合計が 140cm 以内)に使用済み小型電子機器を詰める。

※20kg 以内なら何点詰めても料金は 1 箱 1,500 円(税抜き)です。

なお、回収品目にパソコンが含まれる場合は無料となります。

※段ボール箱がない場合は、有料になりますが、398 円で事前

お届けサービスもあります。

3. 指定した日時に自宅で宅配業者(佐川急便)が回収します。

☆申込日の翌日以降、回収時間は午前 9:00~午後 9:00 までです。

#### ○支払方法(料金が発生する場合があります)

申込み時に支払 : {クレジットカード決済} {銀行カード決済} {携帯キャリア決済}

回収時に宅配ドライバーに支払 : {現金} ※代引き手数料 198 円別途かかります。

### 【参考】

リネットジャパン株式会社

本社所在 愛知県大府市一屋三丁目 4 5 番地

事業内容 宅配便を使った小型家電リサイクル(小型家電認定事業者 第 24 号)



希望日時に回収!最短翌日!

インターネット(パソコンまたはスマートフォン)からお申し込み

※個人のお客様からの回収のみ対応しております。

ダンボール箱等に詰めるだけ♪詰める箱が無い方へ、箱の事前お届けも可能!

佐川急便が、ご希望の日時に回収へお伺いします。最短翌日!

R2.4.1

## Q18.粗大ごみの排出方法

### A18. (ごみ・リサイクルカレンダー「粗大ごみ収集料金表」参照)

「粗大ごみ」とは家具、家電製品等（家電リサイクル法の該当品目、パソコン・ディスプレイを除く）で、①重量5kg以上、②三辺の和が100cm以上、③一辺が50cm以上、いずれかの条件に1つでも当てはまるものをいいます。

即ち、料金表に記載されている品目に関係なく「粗大ごみ」となります。

(1)粗大ごみ受付収集センターに、予約の電話を入れ排出申し込みをします。

(排出日・各品物の処理手数料の決定)。

電話 042-370-5505

(受付時間：月～金曜日、午前8時30分～午後5時 ※祝祭日を除く)

※受付時間外はファクス(042-378-9015)または電子メール([sodaigomi@city.inagi.lg.jp](mailto:sodaigomi@city.inagi.lg.jp))で受け付けします。返信は翌営業日になります。

(2)市内の「粗大ごみ処理券取扱店」(「ごみ・リサイクルカレンダー」に記載)で、品目別の料金分の粗大ごみ処理券を購入します(料金の支払い)。

(3)粗大ごみ受付収集センターで指定された日に、購入した「粗大ごみ処理券」を品物に貼って、午前中に自宅前(集合住宅は指定場所)に排出してください。

※一人住まいで高齢者(65歳以上)の方や、体に障害(4級以上)のある方は、ご希望によりお部屋からの排出サービスを行います。この場合は、市役所環境課ごみ・リサイクル係までお問い合わせください。なお、処理料金はかかります。

#### 「粗大ごみ」として取り扱えないもの

①家電リサイクル法に該当する品目

(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)

②パソコン・ディスプレイ ③50cc以上のバイク

④180cm以上のロープなどのひも状の物 ⑤サーフボード

⑥タイヤ、バッテリーなどの車に関するもの ⑦ピアノ、エレクトーン等

⑧消火器 ⑨耐火金庫 ⑩家の壁や柱(改築廃材等)

⑪事業用で出たもの、また事業所のもの 等



## Q 1 9. 資源ごみ集団回収補助金交付制度について

### A 1 9. (ごみ・リサイクルカレンダー「制度一覧」参照)

稲城市では、市民のごみに対する関心を高め、ごみの減量及び資源の有効利用を推進するため、地域の資源ごみ集団回収活動に補助金を交付し、その活動の拡大を奨励しています。

#### **対象団体**

- (1) 資源ごみ集団回収事業を自らの手で実施していること
- (2) 団体の規模は、おおむね20世帯以上であること
- (3) 回収は、原則として年1回以上であること
- (4) 営業を目的としない団体であること

#### **補助金の額**

- 古紙（新聞紙・雑誌・ダンボール）、古布、缶類（アルミ製を除く）、びん類、  
    その他有価物（牛乳パック等）  
    ＝1キログラム当たり9円
- アルミニウム  
    ＝1キログラム当たり6円
- 廃食油  
    ＝1リットル当たり6円

## Q20. 生ごみ処理機購入助成制度について




### A20. (ごみ・リサイクルカレンダー「制度一覧」参照)

稲城市では、燃えるごみの中で、最も割合の多い「生ごみ」を減量するため、生ごみ処理機購入のための助成を行っております。

#### **申請方法** (申請後、助成金が各口座に振り込まれます。)

- ① 機器を購入する前に、申請書に必要事項を記入の上、環境課へ提出。
- ② 助成承認書が市役所から届いた後に、機器を購入。
- ③ 承認書と一緒に送られてくる書類に必要事項を記入捺印し、提出。

#### **対象品目と補助金額**

種別	特徴	長所	助成上限額(1基あたり)
生ごみ堆肥化容器 (コンポスターなど) 	お庭・畑があるご家庭向きです。枯葉や腐葉土と生ごみを混ぜることで、微生物が生ごみを分解し、堆肥になります。	電動式と比べ、安価で購入できます。	容量190ℓ未満=3,000円 容量190ℓ以上=6,000円
生ごみ減容器 (くうたくんなど) 	共同住宅向きです。消化酵素入りの基材と生ごみを混ぜることで、生ごみが分解され、消滅します。		
電動生ごみ処理機 	屋内使用にお勧めです。スイッチ一つでごみを処理してくれます。	かき回す手間が無く、どなたでも簡単に使用できます。	10,000円

※機種・販売店を問わず、購入金額の2分の1の額を助成します(上限額は上表参照)。  
 ※「生ごみ処理容器」は、上記以外にも様々な種類がありますので、詳しくは販売店やメーカーにお問い合わせください。

## Q 2 1. 「どうする」 こんながみの処理方法（その1）

### A 2 1.

1. 家庭からの引っ越し等の理由から多量ごみが出る場合、次のいずれかの方法で出してください。

- (1) 計画的に少しずつ市の収集日に出す。
- (2) 臨時多量ごみとして、稲城市の許可業者と契約する。
- (3) ごみの種別ごとに、スーパーのビニール袋やダンボール等に分けて、市役所の環境課で検品をうけてから、多摩川衛生組合に自分で搬入する。

**(ごみ・リサイクルカレンダー「制度一覧」参照)**

(10kg@430 円の手数料がかかります。衛生組合へ搬入後、搬入伝票を受取り、再帰庁して頂きます。市役所 1 階銀行または取り扱い金融機関で期限内にお支払い下さい。)

2. 事業系の一般排出ごみ

**(ごみ・リサイクルカレンダー「事業所からでるごみについて」参照)**

商店、飲食店、病院、工場、事務所等の事業活動に伴って出るごみは、法律の規定により、事業者自らが責任をもって適正に処理することになっています。

次のいずれかの方法で処理してください。

- (1) 自己処理する。
- (2) 稲城市が許可する収集運搬業者に依頼する。
- (3) 事業者用の「稲城市指定ごみ袋」(有料)を購入して、市のごみ収集日に出す(排出量が1回あたり3袋以下の場合)。

3. その他、市で処理ができないもの

**(ごみ・リサイクルカレンダー「市で処理できないごみ」参照)**

塗料・爆発危険物・廃油・薬品・注射器等の医療廃棄物等・タイヤ・消火器・建築廃材・ガスボンベ・石・土砂・コンクリート・コンプレッサー・バッテリー類・ドラム缶・農業用器具・農業用ビニール・有毒性物質・自動車部品・ピアノやエレクトーン類・その他エンジンやモーターの付いているもの。 ※マットレス(スプリング入り)は臨時持込不可

これらの品目の処理方法は、稲城市廃棄物処理業者に委託していただくか、販売店・専門店等に相談、引き取りをしてもらってください。

※ 臨時多量ごみ収集運搬許可業者

- |           |                 |          |                 |
|-----------|-----------------|----------|-----------------|
| ①(株)ペエックス | 3 7 8 - 2 1 2 1 | ②(株)加藤商事 | 3 7 8 - 3 0 5 1 |
| ③(株)調布清掃  | 3 3 9 - 7 7 5 3 | ④多摩興運(株) | 3 7 4 - 2 4 1 5 |

## Q22. 「どうする」 こんながみの処理方法（その2）

### A22.

#### 1. 庭木を剪定したときに出た枝木の処分

（ごみ・リサイクルカレンダー「燃えるごみの出し方」・「制度一覧」参照）

- （1）自己処理
- （2）家庭剪定枝リサイクル作業会場に持ち込む（広報で予定を毎号掲載）
- （3）市の収集に出す場合、長さ 80cm 以内、太さ直径 10 cm 以内の木片にして、1 束 30cm 以内にひも等で束ね、1 回に 2 束まで無料で出すことができます（落ち葉類は、透明または半透明の袋で 2 袋まで）。

#### 2. 使用済みの紙おむつの処分

（ごみ・リサイクルカレンダー「燃えるごみの出し方」参照）

- （1）65 歳以上の高齢者、4 歳未満の乳幼児、障害のある方などでおむつを必要とされている方を対象に、申請に基づき、1 回につき 3 袋（30 枚）のおむつ専用袋を無料配布しています。
- （2）紙おむつは、汚物（大便）をトイレ等で取り除いてから「燃えるごみ」として出してください。
- （3）配布場所は、市役所・各出張所・保健センター・子供家庭支援センターの他、認可保育所・一部幼稚園・一部認証保育所（施設利用者のみ）となっております。（土日開庁日には、市役所 1 階市民課にて配布）  
※環境課へ事前に申し込むことにより、「第二文化センター・第四文化センター・第三保育園」での受け取りもできます。

#### 3. 乾電池の処分（ごみ・リサイクルカレンダー「有害物の出し方」参照）

- （1）乾電池は、「有害物」の回収日に、透明または半透明の袋に入れて自宅前または指定場所に出してください。
- （2）市役所（正面玄関）回収ボックス、各文化センターの回収ボックスへ出してください。  
※リモコン・目覚まし時計・おもちゃ等についたまま不燃ごみとして排出されることが多く見られますので、取り除きの徹底をお願いします。

#### 4. 蛍光灯の処分（ごみ・リサイクルカレンダー「有害物の出し方」参照）

- （1）蛍光灯は「有害物」の回収日に、蛍光灯だと確認できるようにして自宅前又は指定場所に出してください。2 本以上の場合はひも等で束ねてください。ただし、割れていないものに限りです。割れた蛍光灯は、「燃えないごみ」として搬出をお願いします。  
※水槽・机・電気スタンド等についたまま粗大ごみとして排出されることが多く見られますので、取り除きの徹底をお願いします。

# 稲城市のごみ処理のあゆみ

- 昭和38年度9月 狛江町、多摩村にて「狛江多摩衛生組合」発足。
- 12月 稲城町議会に「ごみ処理特別委員会」を設置する。
- 昭和39年度4月 ごみ収集を開始する。
- 9月 稲城町の加入で「多摩川衛生組合」に名称変更。
- 昭和40年度12月 ごみ焼却処理施設第1号炉竣工。
- 昭和42年度4月 「稲城町清掃条例」を制定する。
- 3月 平尾住宅の入居が開始される。
- 昭和45年度4月 ごみ処理手数料が無料になる。
- 12月 一部の地区でダストボックス方式の試行を開始する。
- 昭和46年度4月 可燃物のダストボックス方式を全地区で実施する。(市制施行11月1日)
- 昭和47年度4月 収集回数が増。(可燃ごみ3回/週、不燃ごみ2回/月)
- 昭和48年度4月 不燃物のダストボックスを市内全地区に設置する。
- 12月 年度末年度始のごみ保管袋を配布。
- 昭和49年度4月 稲城市清掃対策協議会発足。
- 4月 収集回数が増。(不燃ごみ3回/月)
- 昭和50年度8月 第1回 環境美化市民運動を実施。
- 昭和53年度4月 ダストボックスを置けない箇所袋収集を開始する。
- 4月 収集回数が増。(不燃ごみ1回/週)
- 昭和55年度4月 粗大ごみの定期収集を開始する。
- 5月 第1回 多摩川清掃を実施。
- 昭和56年度10月 坂浜地区で袋収集の試行を開始する。
- 10月 百村地区で袋収集の試行を開始する。
- 昭和57年度2月 袋収集実施計画案について、清掃対策協議会で協議。 協議結果・・・実施可能
- 6月 袋収集に切り替え決定(稲城市)
- 6月 大丸地区で袋収集を開始する
- 10月 東長沼地区で袋収集を開始する。
- 昭和58年度1月 押立地区で袋収集を開始する。
- 6月 矢野口地区で袋収集を開始する。
- 昭和59年度4月 平尾(団地を除く)地区で袋収集を開始する。
- 4月 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合 広域処分会場(日の出町)
- 4月 多摩川衛生組合から広域処分場へ投入開始
- 4月 乾電池、体温計を分別収集。(不燃物収集日に回収)
- 7月 蛍光管を分別収集。(不燃物収集日に回収)
- 昭和60年度5月 市の人口が50,000人となる。
- 10月 狛江市、稲城市、衛生組合の三者で資源ごみについて具体的に検討。
- 11月 下水道共用開始。(大丸地区)

- 昭和61年度8月 ごみ処理容器モニター開始。
- 昭和62年度4月 ごみ収集方式及びごみ減量計画の検討を開始する。
- 4月 生ごみ処理容器（コンポスター）の助成金制度発足。
- 4月 ごみ減量計画検討結果報告。
- 平成元年度4月 資源回収団体助成金交付制度発足。
- 10月 生活用品活用コーナー（不用品交換コーナー）制度の開始。
- 12月 資源回収団体による空きびん回収開始。（平尾地区）
- 12月 ごみ小冊子を作成・・・全戸配布
- 2月 ごみ小冊子マンガ本（児童用）を作成し、小学校3年度生以上に配布。
- 2月 生ごみ処理容器の集合住宅にモデル設置。（平尾住宅）
- 平成3年度4月 焼却炉購入助成制度発足。
- 10月 「稲城市清掃対策協議会設置に関する要綱」を改正。  
第9期稲城市清掃対策協議会委員の委嘱委員を15名から21名に増員。  
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（改正）公布。  
「再生資源の利用の促進に関する法律」（リサイクル法）施行。
- 平成4年度10月 びん、缶、ペットボトルの資源回収を開始する。（大丸、向陽台地区）  
ごみ減量・リサイクルキャンペーンを開始。
- 12月 「稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」が議決される。  
「ごみ問題に関する決議」が市議会で議決される。
- 1月 「稲城市ごみ非常事態宣言」発令。
- 平成5年度4月 「稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」が施行される。  
生活環境課リサイクル推進室を設置。  
ごみ減量・リサイクル街頭キャンペーンの実施。（兼、新規採用職員研修）
- 10月 「稲城市廃棄物減量等推進審議会」発足委員15名  
「稲城市廃棄物減量等推進員」制度発足委員50名  
粗大ごみ収集を有料化。  
稲城第4小学校に給食残さ物を堆肥化する高速生ごみ堆肥化機械を設置
- 12月 びん・缶・ペットボトルの資源回収を、全市域で開始する。
- 平成6年度4月 ごみ減量・リサイクル街頭キャンペーンの実施。（兼、新規採用職員研修）
- 6月 ルール違反のごみ用に「警告シール」完成。
- 9月 厚生省から「クリーンリサイクルタウン」に選定される。（都で初めて）
- 10月 事業系ごみの有料化・・・事業所用のごみ処理券の販売。  
稲城市リサイクルショップのオープン。
- 12月 稲城市廃棄物減量等推進審議会に『ごみ収集体系について』を諮問。
- 2月 稲城市廃棄物減量等推進審議会が『ごみ収集体系について』を答申。  
農林水産省の補助を得て大型の「ペットボトル減容器」を設置。
- 平成7年度4月 不燃ごみの排出袋を透明化に義務づけ。  
平尾・宅地分譲住宅でダストボックス収集から戸別収集に変更。

- 5月 ごみ減量・リサイクル街頭キャンペーンの実施。(兼、新規採用職員研修)
- 6月 『ごみ収集体系について』の答申に基づき、収集体系の検討に着手。
- 8月 ごみ減量・リサイクルキャンペーン月間として、街頭にて連日実施。
- 2月 ごみ収集体系の変更を「広報いなぎ」で周知する。
- 3月 ごみ収集体系の変更を街頭キャンペーンとして連日実施する。
- 平成6年度と比較してごみ量が1,000t減量。
- 平成8年度4月 リサイクルに重点を置いたごみ収集方向に移行する。
- |  |   |                      |
|--|---|----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①古紙(新聞、雑誌、ダンボール)回収</li> <li>②古布回収月1回・戸別回収</li> <li>③金属回収</li> <li>④有害物回収</li> </ul> | } | 月1回・戸別回収(集合住宅は、指定場所) |
|--|---|----------------------|
- 可燃物が週2回、不燃物が月2回の収集に減。
- びん・缶・ペットボトルの回収が、週1回に増。
- ごみの排出袋を透明、または半透明に統一。
- ごみ・リサイクルカレンダーを作成、全戸配布。
- 8月 組織改正で「生活環境課」が「環境課」に「リサイクル推進室」が廃止となり、「ごみ・リサイクル係」として発足。
- 11月 毎月5、3の日(ゴミの日)キャンペーン開始。
- 3月 公社平尾住宅がダストボックスを撤去し、袋収集、戸別収集(拠点)に変更。
- 平成9年度8月 ごみ減量・リサイクルキャンペーン月間として、街頭にて連日実施。
- 10月 「稲城市廃棄物減量等推進員」の新規任命。(任期平成11年度9月30日)
- 3月 多摩川衛生組合、新炉建設及び灰溶融炉建設完成。
- 平成10年度4月 多摩川衛生組合、新炉及び灰溶融炉並びに発電施設稼働。
- 8月 ごみ減量・リサイクルキャンペーン月間として、街頭にて連日実施。
- 11月 稲城市廃棄物減量等審議会に「廃棄物の処理手数料について」を諮問。
- 3月 稲城市一般廃棄物処理基本計画策定。
- 平成11年度4月 第20回多摩川清掃実施。
- 7月 第25回稲城市環境美化市民運動実施。
- 8月 ごみ減量・リサイクルキャンペーン月間として、街頭にて連日実施。
- 9月 稲城市廃棄物減量等推進審議会から「廃棄物の処理手数料、ごみ有料化について」答申を得る。
- 10月 「稲城市廃棄物減量等推進員」の新規任命。(任期平成13年度9月30日)
- 稲城市廃棄物減量等推進審議会委員の新規任命。(任期同上)
- 11月 稲城市リサイクルショップ向陽台特設所開設。
- 3月 稲城市まちをきれいにする市民条例制定。
- 3月 リサイクルショップで木材(廃材)のリサイクル試行開始。
- 平成12年度4月 向陽台・城山地区内ダストボックスを撤去、戸別・拠点袋収集へ移行。
- 発泡トレイ分別回収開始。(公共施設での拠点回収)
- 4月 第21回多摩川清掃実施。

- 7月 7月第26回稲城市環境美化市民運動実施。
- 8月 ごみ減量・リサイクルキャンペーン月間として、街頭にて連日実施。
- 9月 まちをきれいにする市民条例施行。事前実践活用の実施。
- 10月 向陽台地区ダストボックスを撤去、戸別・拠点袋収集へ移行。  
粗大ごみ収集システムの変更。(受付収集センター設置)  
環境シンポジウムの実施。  
まちをきれいにする市民条例の施行
- 1月 平尾分譲住宅地区ダストボックスを撤去、戸別・拠点袋収集へ移行。  
(この時点で市内全域戸別、拠点の袋収集となる。)
- 平成13年度4月 家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)実施に伴う(エアコン・テレビ  
冷蔵庫・洗濯機)粗大ごみ収集システム変更。  
廃棄物減量に伴う市域全体説明会開始。(自治会、管理組合単位)  
第22回多摩川清掃実施。
- 7月 第27回稲城市環境美化市民運動実施。
- 10月 「稲城市廃棄物減量等推進員」の新規任命。(任期平成15年度9月30日)
- 2月 環境シンポジウムの実施。
- 平成14年度4月 第23回多摩川清掃実施。
- 7月 第28回稲城市環境美化市民運動実施。
- 2月 環境シンポジウムの実施。
- 3月 稲城市環境基本計画策定。
- 平成15年度4月 稲城市環境基本条例施行。
- 4月 第24回多摩川清掃実施。
- 7月 第29回稲城市環境美化市民運動実施。
- 10月 「稲城市廃棄物減量等推進員」の新規任命。(任期平成17年度9月30日)
- 10月 事業系一般廃棄物ごみ処理券から指定袋への移行。
- 10月 資源有効利用促進法に基づく、家庭用パソコン・ディスプレイのメーカー回収が始まる。
- 1月 530(ごみゼロ)職員キャンペーン開始
- 2月 環境シンポジウム開催
- 3月 環境基本条例施行
- 平成16年度4月 家電リサイクル法対象品目に冷凍庫を追加  
発泡スチロール分別開始
- 5月 古紙・古布の月2回収集開始  
日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場にて多摩環境フェスティバル開催
- 7月 第30回稲城市環境美化市民運動実施
- 9月 減免世帯への指定収集袋無料配布開始
- 10月 家庭ごみ指定袋制(有料化)開始      ごみ処理手数料改正
- 平成17年度4月 第26回多摩川清掃実施
- 5月 家庭剪定枝のチップ化



- 7月 第31回稲城市環境美化市民運動実施
- 10月 「稲城市廃棄物減量等推進員」の新規任命。(任期平成19年度9月30日)
- 10月 環境シンポジウム開催
- 平成18年度4月 第27回多摩川清掃実施
- 5月 家庭剪定枝のチップ化(5月～3月)
- 6月 環境シンポジウム開催
- 6月 稲城市オリジナルマイバッグ販売開始
- 7月 第32回稲城市環境美化市民運動実施
- 8月 親子ごみ処理施設見学会実施
- 平成19年度4月 第28回多摩川清掃実施
- 4月 家庭剪定枝のチップ化(4月～3月全36回)
- 7月 環境シンポジウム開催
- 7月 組成分析見学会実施
- 7月 第33回稲城市環境美化市民運動実施
- 8月 親子ごみ処理施設見学会実施
- 10月 「稲城市廃棄物減量等推進員」の新規任命。(任期平成21年度9月30日)
- 平成20年度4月 第29回多摩川清掃実施
- 4月 家庭剪定枝のチップ化(4月～3月全36回)
- 6月 環境シンポジウム開催
- 7月 組成分析見学会実施
- 7月 第34回稲城市環境美化市民運動実施
- 8月 親子ごみ処理施設見学会実施
- 平成21年度4月 第30回多摩川清掃実施
- 4月 家庭剪定枝のチップ化(4月～3月全36回)
- 6月 環境シンポジウム開催
- 7月 第35回稲城市環境美化市民運動実施
- 8月 親子ごみ処理施設見学会実施
- 10月 「稲城市廃棄物減量等推進員」の新規任命。(任期平成23年度9月30日)
- 平成22年度4月 第31回多摩川清掃実施
- 4月 家庭剪定枝のチップ化(4月～3月全36回)
- 6月 環境シンポジウム開催
- 7月 第36回稲城市環境美化市民運動実施
- 8月 親子ごみ処理施設見学会実施
- 12月 ごみ減量だより(創刊号)発行
- 3月 第1回三沢川一斉市民清掃実施
- 平成23年度4月 ごみ減量だより(第2号)発行
- 4月 第32回多摩川清掃中止(震災の影響)
- 4月 家庭剪定枝のチップ化(4月～3月全36回予定)

- 7月 第37回稲城市環境美化市民運動実施
- 7月 ごみ組成分析見学会開催
- 8月 親子ごみ処理施設見学会実施
- 8月 市民環境会議基調講演「(仮称)第2次稲城市環境基本計画に向けて」
- 10月 「稲城市廃棄物減量等推進員」の新規任命(任期平成25年度9月30日)
- 12月 ごみ減量だより(第3号)発行
- 3月 第2回三沢川一斉市民清掃実施
- 平成24年度4月 ごみ減量だより(第4号)発行
- 4月 第33回多摩川清掃実施
- 4月 家庭剪定枝のチップ化(4月~3月全36回)
- 4月 使用済みインクカートリッジ回収開始(公共施設での拠点回収)
- 7月 第38回稲城市環境美化市民運動
- 8月 親子ごみ処理施設見学会実施
- 12月 ごみ減量だより(第5号)発行
- 3月 第2次稲城市環境基本計画策定
- 3月 第3回三沢川一斉市民清掃実施
- 平成25年度4月 ごみ減量だより(第5号)発行
- 4月 第34回多摩川清掃中止(河川増水のため)
- 4月 家庭剪定枝のチップ化(4月~3月全36回)
- 7月 第39回稲城市環境美化市民運動
- 8月 親子ごみ処理施設見学会実施
- 10月 「稲城市廃棄物減量等推進員」の新規任命(任期平成27年度9月30日)
- 平成26年度4月 ごみ減量だより(第8号)発行
- 4月 第35回多摩川清掃
- 4月 家庭剪定枝のチップ化(4月~3月全36回)
- 7月 第40回稲城市環境美化市民運動
- 8月 親子ごみ処理施設見学会実施
- 12月 ごみ減量だより(第9号)発行
- 3月 第5回三沢川清掃中止(大雨による増水のため)
- 平成27年度4月 27年度4月ごみ減量だより(第10号)発行
- 4月 第36回多摩川清掃実施
- 4月 家庭剪定枝のチップ化(4月~3月全36回)
- 7月 第41回稲城市環境美化市民運動
- 8月 親子ごみ処理施設見学会実施
- 9月 「宅配便を利用した使用済み小型電子機器回収」について「リネットジャパン(株)」と協定を結ぶ。
- 10月 「稲城くらしフェスタ」にて「フードドライブ」を実施
- 12月 ごみ減量だより(第11号)発行
- 3月 第6回三沢川清掃実施

- 平成28年度4月 ごみ減量だより（第12号）発行
- 4月 第37回多摩川清掃実施
  - 4月 家庭剪定枝のチップ化（4月～3月全36回）
  - 7月 第42回稲城市環境美化市民運動
  - 8月 親子ごみ処理施設見学会実施
  - 10月 「稲城くらしフェスタ」にて「フードドライブ」を実施
  - 12月 ごみ減量だより（第13号）発行
  - 3月 第7回三沢川清掃実施
- 平成29年度4月 ごみ減量だより（第14号）発行
- 4月 第38回多摩川清掃実施
  - 4月 家庭剪定枝のチップ化（4月～3月全36回）
  - 7月 第43回稲城市環境美化市民運動
  - 8月 親子ごみ処理施設見学会実施
  - 10月 「稲城くらしフェスタ」にて「フードドライブ」を実施
  - 12月 ごみ減量だより（第15号）発行
  - 3月 第8回三沢川清掃実施
- 平成30年度4月 ごみ減量だより（第16号）発行
- 4月 第39回多摩川清掃実施
  - 4月 家庭剪定枝のチップ化（4月～3月全36回）
  - 4月 充電式電池内蔵型小型電子機器の分別回収開始（有害物）
  - 7月 第44回稲城市環境美化市民運動
  - 8月 親子ごみ処理施設見学会実施
  - 10月 「稲城くらしフェスタ」にて「フードドライブ」を実施
  - 12月 ごみ減量だより（第17号）発行
  - 3月 第9回三沢川清掃実施
- 平成31年度4月 ごみ減量だより（第18号）発行
- 第40回多摩川清掃実施
  - 7月 第45回稲城市環境美化市民運動
  - 8月 親子ごみ処理施設見学会実施
  - 10月 「市民まつり」にて「フードドライブ」を実施
  - 10月 アンテナショップほのかでの未利用食品拠点回収開始
  - 3月 第10回三沢川清掃 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止
  - 3月 稲城市災害廃棄物処理計画策定
- 令和2年度4月 スプリング入りベッドマット、粗大ごみ収集対象品目に追加
- 4月 ごみ出し支援サポートシール制度運用開始
  - 4月 家庭系臨時多量ごみの整理・分別・収集運搬に係る一般廃棄物収集・運搬許可業の許可開始
  - 特定家庭用機器一般廃棄物収集運搬許可業の許可開始
  - 農作業で排出される剪定枝等に係る廃棄物処理手数料を免除する取扱い運用開始

- 4月 家庭剪定枝のチップ化（4月～3月 全36回）
- 4月 第41回多摩川清掃 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止
- 6月 第46回稲城市環境美化市民運動 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止
- 7月 親子ごみ処理施設見学会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止
- 3月 第11回三沢川清掃 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止
- 令和3年度4月 第42回多摩川清掃
- 5月 ペットボトルの水平リサイクル「ボトル to ボトルリサイクル」について、  
サントリー食品インターナショナル株式会社、サントリー-MONOZUKURI エキスパート株式会社と  
協定を結ぶ
- 6月 第47回稲城市環境美化市民運動 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止
- 3月 第12回三沢川清掃 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止
- 令和4年度4月 第43回多摩川清掃
- 6月 第48回稲城市環境美化市民運動
- 3月 第13回三沢川清掃
- 令和5年度4月 第44回多摩川清掃
- 4月 プラスチックごみ・ガラス類・陶磁器類の収集開始
- 6月 第49回稲城市環境美化市民運動